



## 2020年4-6月期四半期別GDP速報(1次速報値) における推計方法の変更等について

令和2年7月28日  
内閣府経済社会総合研究所  
国民経済計算部

### 1. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応について<sup>1</sup>

#### (1) 供給側推計の6月の補外方法の変更

通常、1次QEの供給側推計時に、利用する基礎統計の3か月目のデータが公表されていない場合には、基礎統計の最初の1か月又は2か月の前年同期比や、基礎統計の前年の3か月目の前月比等を用いて、3か月目の値を補外している<sup>2</sup>。

2020年6月については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく緊急事態宣言が5月25日に全国で解除されたことを踏まえれば、従来の補外方法ではとらえきれない基礎統計の動きも予見されることから、表1に示す分類について、推計時点で利用可能な業界統計・業界大手企業のデータ等(以下「業界統計等」という。)の動きにより6月値を補外する。

それ以外の分類については、適切なデータ等がないことを踏まえ、従来どおりの補外推計とする。ただし、「情報サービス、映像・音声・文字情報制作」(品目分類76)の細品目であるゲームソフトについては、4月値がトレンドから大きく乖離しているため、5月の前年同月比を用いて6月値を補外する。また、「保険」(品目分類78)の基礎統計である一般社団法人生命保険協会公表資料については、2020年5月分が未公表であることから、4月値を用いて補外する。

なお、上記の補外方法の変更にともない、1次QEから2次QEの改定には、これらの影響も反映されることに留意する必要がある。

<sup>1</sup> 2020年7月3日「統計委員会第21回国民経済計算体系的整備部会資料2-1」参照

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000695998.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000695998.pdf)

<sup>2</sup> 推計手法解説書(QE編)([https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h23/pdf/kaisetsu\\_q\\_20191129.pdf](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h23/pdf/kaisetsu_q_20191129.pdf))のうち、「参考

5 QE推計に利用する主な基礎統計」を参照のこと。

(表1)

小(91)分類		欠落月補外方法
11	と畜・畜産食料品	数量は、「食肉流通統計」(農林水産省)及び「牛乳乳製品統計」(農林水産省)による原材料(食肉、牛乳)の生産情報、価格は、従来どおり、それぞれ国内企業物価指数(以下「CGPI」という。) 「肉加工品」、「乳製品」を用いる。
16	飲料 (細品目で推計)	酒類については、大手企業のビール類(ビール、発泡酒等)及び RTD(缶チューハイ等)の販売データを用いる。価格は、従来どおり、それぞれ CGPI「酒類」を用いる。 清涼飲料類については、数量は、大手企業の実販売数量、価格は従来どおり、CGPI「清涼飲料類」を用いる。
65	鉄道輸送	JR 各社の鉄道営業収入等データを用いる。
66	道路輸送	道路旅客輸送のうち、ハイヤー・タクシーについては、数量を国土交通省資料 <sup>3</sup> に掲載されている輸送人員、価格に消費者物価指数(以下「CPI」という。) 「タクシー代」を用いる。また、バスについては、数量を同資料の貸切バス業の実働率及び乗合バスの輸送人員のデータ、価格に CPI「高速バス代」 「一般路線バス代」を用いる。 なお、その他については従来どおりの補外を行う。
68	航空輸送	数量は、大手企業の月次輸送人員及び貨物重量を用いる。価格は、従来どおり、企業向けサービス価格指数「国際航空旅客輸送」「国内航空旅客輸送」「国際航空貨物輸送」「国内航空貨物輸送」を用いる。
69	その他の運輸	旅行業については、国土交通省資料(66 に同じ)に掲載されている、主要旅行業者総取扱額を用いる。 なお、その他については従来どおりの補外を行う。
71	宿泊業	数量は、「宿泊旅行統計」(観光庁)の延べ宿泊者数、価格は、CPI「宿泊料」を用いる。
72	飲食サービス (細品目で推計)	「外食産業市場動向調査」(日本フードサービス協会)の売上高を用いる。
89	娯楽サービス	競輪・競馬等の競走場、競技団及び映画等については、業界団体へのヒアリングによる売上高を用いる。 ゴルフ場及びゴルフ練習場については、大手企業の売上高を用いる。 パチンコホール、フィットネスクラブ及び公園・遊園地については、「特定サービス産業動態統計」(経済産業省)の最初の2か月(4月、5月)の前年同月比を用いて6月値を補外する。
90	その他の対個人サービス	結婚式場業については、業界団体へのヒアリングによる売上高を用いる。 洗濯・理容・美容・浴場業については、大手企業の売上高を用いる。 なお、その他については従来どおりの補外を行う。

<sup>3</sup> 国土交通省「新型コロナウイルス感染症に伴う関係業界の影響について」(令和2年6月30日時点まとめ)  
<https://www.mlit.go.jp/kikikanri/content/001353456.pdf>

## (2) 季節調整

### ① GDP 需要項目

新型コロナウイルス感染症の広がりを受け、推計する系列が過去の動向と大きく異なる動きが予想される中、季節変動や不規則変動をより適切に推計するため、2020年4-6月期において、2020年1-3月期と同様、加法型異常値処理のダミー変数を設定する。設定する系列については、新型コロナウイルス感染症による影響は広く経済活動全般に及んでいるとみられることから、民需・外需の全ての系列に加えて、政府最終消費支出(個別消費)を対象とした以下の系列とする。

(表2)

系列(名目及び実質)	X-12-ARIMAにおけるダミー変数
国内家計最終消費支出のうち 耐久財 半耐久財 非耐久財 サービス(除く持ち家の帰属家賃、FISIM) サービス(持ち家の帰属家賃) 居住者家計の海外での直接購入 非居住者家計の国内での直接購入 政府個別消費支出 民間住宅 民間企業設備 民間製品在庫変動 民間流通品在庫変動 財貨の輸出 サービスの輸出(除く非居住者家計の国内での直接購入、FISIM) 財貨の輸入 サービスの輸入(除く居住者家計の海外での直接購入、FISIM) 海外からの所得の受取 海外に対する所得の支払	AO2020.2
(※) 推計過程上、X-12-ARIMAによる季節調整が必要な以下の系列(名目) 民間設備投資(供給側推計値)	

## ②名目雇用者報酬系列

2020年4-6月期の推計において、利用する基礎総計に過去の動向と大きく異なる動きが予見されることから、①と同様に、季節変動や不規則変動をより適切に推計するため、2020年4-6月期に加法型異常値処理のダミー変数を設定する。

系列(名目)	X-12-ARIMAにおけるダミー変数
賃金・俸給 雇主の社会負担	AO2020.2

なお、①及び②の今回の処理は速報段階における暫定的な処理であり、今後のデータの蓄積を踏まえ、有意性の有無について安定的に結果が得られた時点で、2020年1-3月期に設定したのも含め、ダミー変数を残すか否かについて検証する。

## (3)予備費の使用

新型コロナウイルス感染症の国内の感染拡大の防止等のため、令和2年度予算における予備費の使用が決定されており、政府最終消費支出の推計においてこれを反映する。

## 2. 高等教育における授業料等減免制度の導入に伴う対応

2020年4月から実施された高等教育の授業料等減免制度に関し、GDP統計での扱いは下記のとおり。

- ・ 授業料等減免制度により、家計が負担する授業料等が減少し(国内家計最終消費支出のうち、家計が一般政府(国公立の場合)及び対家計民間非営利団体(私立の場合)から購入する「財貨・サービスの販売」が減少)、その分、一般政府及び対家計民間非営利団体の最終消費支出が増加する。
- ・ なお、財貨・サービスの販売デフレーターについては、家計、一般政府、対家計民間非営利団体をあわせた高等教育サービスに対する対価は変わらず、その負担割合が変化したのみであることから、授業料等減免制度による影響を受けない。

以上を踏まえ、2020年4-6月期以降、以下の表3の対応を行う。

(表3)

需要項目	内訳項目	対応
国内家計最終消費支出	財貨・サービスの販売	トレンド推計を行っている「財貨・サービスの販売」分について、トレンド推計値から予算情報を基に授業料等減免分を控除した値を名目値とする。
対家計民間非営利団体最終消費支出	財貨・サービスの販売(控除項目)	
政府最終消費支出	財貨・サービスの販売(控除項目)	

### 3. 「訪日外国人消費動向調査」の2020年4-6月期調査中止に伴う対応

国際収支統計を基礎統計とする直接購入分については、国内家計最終消費支出の需要側推計値の推計に反映するにあたって、当該推計値の88目的分類に分割するために「訪日外国人消費動向調査」（観光庁）を利用しているが、当該調査において2020年4-6月期調査が行われなくなったことから、2020年1-3月期調査を用いる。

### 4. 「建設総合統計」の遡及改定に伴う対応

「建設総合統計」（国土交通省）においては、2020年4月分の結果公表にあわせて、2011年度分以降の遡及改定（以下「遡及改定系列」）が行われたが<sup>4</sup>、同統計を基礎資料とする、供給側推計の「建設」の出荷額及び公的固定資本形成の推計においては、2019年度までの既公表系列に対して2020年4-6月期以降の公表系列を接続させるため、2019年度における上記「遡及改定系列」と既公表系列の比率により2020年4月以降の系列の水準を調整して用いる。

なお、上記「遡及改定系列」については、遡及期間が長期に及ぶことから、本年末に予定される基準改定（2019年度第一次年次推計）において反映を行う。

（以上）

---

<sup>4</sup> 国土交通省「建設総合統計」HP参照。  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/joho04\\_hh\\_000922.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/joho04_hh_000922.html)